

建築後退等による狭あい道路拡幅整備助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生活環境の向上を図り、住み良いまちづくりを推進するために狭あい道路の拡幅整備を行う建築主等に対し、予算の範囲内において狭あい道路拡幅整備助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道路及び当該道路以外の幅員4メートル未満の道路で拡幅整備を必要とする道路をいう。ただし、私道については、この限りでない。
- (2) 建築物 法第2条第1項第1号に掲げる建築物をいう。
- (3) 建築行為 建築物を建築し、又は工作物を築造しようとする行為をいう。
- (4) 建築確認申請 法第6条第1項及び法第6条の2第1項に規定する申請の手続をいう。
- (5) 建築主等 狭あい道路に接する敷地に建築しようとする者及びその土地の所有者をいう。
- (6) 隅切り 伊勢原市地域まちづくり推進条例施行規則（平成24年伊勢原市規則第23号）第66条第1項第5号及び第2項第4号の規定に基づき市長が定める伊勢原市道路整備基準（平成24年伊勢原市告示第160号。以下「整備基準」という。）第9条に規定する隅切りをいう。
- (7) 後退線 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線をいう。ただし、当該道路が中心線からの水平距離2メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の境界線から道路側に4メートルの線をいう。
- (8) 後退用地 狭あい道路の境界線と後退線との間にある土地をいう。
- (9) 支障物件 後退用地に存する擁壁、門、塀、立木、生垣、地下埋設物等で、狭あい道路の整備に支障となる物件をいう。
- (10) 指定確認検査機関 法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、狭あい道路に接する敷地に、次に掲げる行為を行う場合に適用する。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 建築確認申請が必要な建築行為
- (2) 建築行為によらない、狭あい道路に接する敷地で自主的に行う道路後退
- (3) 建築確認申請による建築行為で、すでに狭あい道路に接する敷地の道路後退が行われ、適正な空地が確保されており、分筆・登記作業を行う必要があるもの。ただし、支障物件の撤去等が伴う場合は、適用しない。

(市長の責務)

第4条 市長は、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅整備に関する施策の普及その他狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(建築主等の責務)

第5条 建築主等は、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するよう努めるものとする。

(指定確認検査機関の責務)

第6条 指定確認検査機関は、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第7条 建築主等は、第3条に規定する行為を行う場合は、次に掲げる事前協議を行った上で、狭あい道路に関する協議申請書(第1号様式)を提出し、市長と協議するものとする。

(1) 狭あい道路に接する敷地で第3条第1号に規定する行為を行う場合は、伊勢原市地域まちづくり推進条例(平成24年伊勢原市条例第11号)第50条第1項に規定する届出をする前に道路後退線の確定並びに後退用地の譲渡及び物件の除却等について、建築確認申請に添付する配置図等により事前協議を行うこととする。

(2) 第3条第2号及び第3号に規定する行為を行う場合には、建築確認申請に添付する配置図や狭あい道路に接する敷地の後退線がわかる図面により事前協議を行うこととする。

(隅切り用地の確保)

第8条 建築主等は、前条の規定による協議を行う土地が角地である場合は、隅切り用地を確保するよう努めるものとする。

(協議済通知書の交付)

第9条 市長は、第7条の規定による協議が終了したときは、建築主等に対し、狭あい道路に関する協議済通知書(第2号様式)を交付するものとする。

(後退用地の寄附又は譲渡等)

第10条 建築主等は、道路用地寄附申出書(第3号様式)により、抵当権等の所有権以外の権利が設定されていない後退用地を市に寄附するものとする。ただし、隅切り用地については、市が実勢価格相当により買収する。

2 前項の規定にかかわらず、相続登記が未登記のため市へ所有権移転登記をすることができない場合又は権利設定登記が抹消できない場合においては、道路用地無償使用承諾書(第4号様式)により、後退用地を無償使用承諾することができる。

(測量、分筆登記等)

第11条 建築主等は、後退用地及び隅切り用地を測量し、分筆するものとする。

2 市長は、建築主等が前項の規定により分筆登記を行う場合、後退位置に設置する市の道路境界標識を支給するものとする。

3 第1項の規定による分筆登記等に伴う隣接土地所有者等への境界立会いの依頼及び境界承諾印の受領等は、建築主等が行うものとする。

(支障物件の撤去)

第12条 建築主等は、第7条の規定による協議が成立したときは、後退用地及び隅切り用地内にある支障物件を撤去し、道路としての使用が可能な状態にするものとする。

(助成金)

第13条 市長は、第7条の規定による協議が整い、後退用地を寄附する建築主等に対し、予算の範囲内で、別表に掲げる助成金を交付することができる。

(助成金の交付申請)

第14条 前条の規定による助成金の交付を受けようとする建築主等は、交付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書を市長に提出する時期は、分筆登記及び支障物件の撤去が完了したときとする。

(助成金の交付決定)

第15条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否及び金額を決定し、助成することに決定したときは、交付決定通知書(第6号様式)により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(助成金交付決定の取消し等)

第16条 市長は、前条に規定する助成金の交付決定を受けた者が偽りその他の不正な手段により当該助成金等の交付を受けたと認める場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(助成金の請求)

第17条 第15条の規定により交付決定通知を受けた建築主等は、速やかに請求書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

(適用除外)

第18条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当するものが建築主等である場合については、適用しない。

(1) 国、地方公共団体又はその他の公共団体

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する開発行為を行うもの

(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に規定する土地区画整理事業を施行するもの

(後退用地の管理)

第19条 市長は、建築主等から寄附又は無償使用承諾を受けた後退用地を道路として管理するものとする。

(計画道路等)

第20条 建築主等は、道路の拡幅計画(計画幅員が4メートルを超えるもの)が定まった狭あい道路に接した敷地に建築行為を行う場合は、当該計画に合わせた建築を行うものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成19年3月28日告示第46号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に申請があった狭あい道路に関する協議については、なお従前の例による。

(伊勢原市建築行為等に係る狭あい道路後退用地整備要綱の廃止)

3 伊勢原市建築行為等に係る狭あい道路後退用地整備要綱 (平成元年伊勢原市告示第45号) は、廃止する。

附 則 (平成25年11月27日告示第162号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年4月14日告示第 号)

この告示は、公表の日から施行する。